

京都府死因究明等推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）に基づき、京都府における死因究明等の推進を図るため、京都府死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、京都府における死因究明等に係る各種事業を推進させるとともに、その方策等について協議する。

(団体組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる団体等に所属する者をもって構成する。

- (1) 一般社団法人京都府医師会
- (2) 一般社団法人京都府歯科医師会
- (3) 一般社団法人京都府病院協会
- (4) 一般社団法人京都私立病院協会
- (5) 京都府警察医会
- (6) 京都大学大学院医学研究科
- (7) 京都府立医科大学大学院医学研究科
- (8) 京都地方検察庁
- (9) 舞鶴海上保安部
- (10) 京都府警察本部刑事部
- (11) 京都府健康福祉部
- (12) その他目的達成に必要な団体等

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選出する。会長は会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 協議会は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 協議会の事務は、京都府健康福祉部医療課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。